平成２３年（フ）第１４９０号
神戸市中央区日暮通２丁目２番２号　松本マンション202号
債務者　福島みゆき
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１号
神戸市灘区岩屋北町６丁目１番２―401号
債務者　安川ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
長崎県佐世保市中原町２番８号、旧住所長崎県佐世保市潮見町21番７号　副島アパート101
債務者　福田　美保（旧姓豊岡）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目69番地３　パシフィックパレス北久里浜503
債務者　金木　　慎
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市須軽谷1180番地
債務者　白倉　将一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８号
青森市緑１丁目13番地18　かすみ荘２号
債務者　藤島　康之
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
名古屋市中川区清船町１丁目１番地の９　メゾンナカ202号室、住民票上の住所名古屋市中川区花塚町２丁目48番地の２
債務者　大野　　竜
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
山口市阿東蔵目喜1989番地、前住所山口市芝崎町９番16号　コーポラス芝崎
債務者　神原　辰治
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木１丁目４番地８
債務者　阿部　正子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第７９６号
埼玉県川越市清水町11番地59　ブリランテ清水町105号室、前住所東京都板橋区双葉町45番３号　ドミールアキ105号
債務者　瀬下　泰弘
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８６号
京都市中京区西ノ京御輿岡町10番地　コーポ尚301号
債務者　柴山　裕未
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
松江市浜佐田町910番地３　福田アパート３号
債務者　狩野　正治
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
島根県雲南市加茂町加茂中928　養護老人ホーム宇寿荘、住民票上の住所島根県雲南市木次町下熊谷1264番地３
債務者　十倉　成久
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目30番24号平和マンション101号
債務者　末吉　辰也
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５５３号
北海道江別市幸町30―14　レオパレスコンフォート04―104号室、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町まなび野２丁目６番地６
債務者　赤井　　充
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１４号
札幌市西区発寒４条３丁目４番33号　Ｐボックス302号
債務者　齊藤　直美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部